

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等については、「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡）等において、適切な対応をお願いしているところではありますが、令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、林野庁直轄工事等における取扱いを別添のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
整備課課長補佐（林道事業班担当）
治山課課長補佐（施設実行班担当）

2 林政政 第 43 号
令和 2 年 4 月 9 日

各森林管理局長 殿

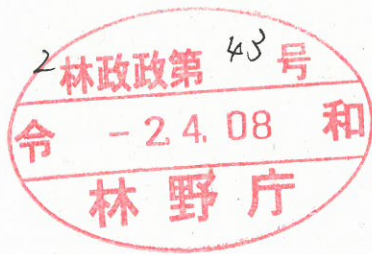
林 野 庁 長 官

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応
について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、
お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（ 担当：林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 2 係 内線 6009 ）



2 予 第 7 1 号
令和 2 年 4 月 8 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工



事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。